

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画を定めた件二件
- 公金の徴収の事務を委託した件二件

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件
- 調理師試験を実施する件
- 製菓衛生師試験を実施する件
- 随意契約の相手方を決定した件
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件
- 随意契約の相手方を決定した件
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件
- 福島県労働委員会
- あっせん員候補者として委嘱した件
- 福島海区漁業調整委員会
- いかつり漁業について指示する件

- 平成十二年十二月二十二日付け号外第百一十一号中

告 示

福島県告示第二百四十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、青木地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年五月九日から

同

縦覧の場所

福島市役所

月二十八日まで（二十日間）

（農村計画課）

福島県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、水門地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年五月九日から

同

縦覧の場所

下郷町役場

月二十八日まで（二十日間）

（農村計画課）

福島県告示第二百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十四年五月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 委託した事務の範囲及び内容

ふくしま県民の森施設等使用料徴収事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地

三 徴収の事務を委託する期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

（森林保全課）

福島県告示第二百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
平成二十四年五月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合緑化センター施設等使用料徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 財団法人福島県都市公園・緑化協会
2 所在地 福島市佐原字神事場一番地
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

（森林保全課）

公 告

公告第百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年五月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ただみコミュニティクラブ
- 三 代表者の氏名
平山 忠夫
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南会津郡只見町大字小林字下前田四百十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般地域住民を対象として、文化、スポーツ、レクリエーション
を通して、スポーツの振興、地域住民の健康増進、地域のコミュニティ構築、豊かな
高齢者社会の創造及び青少年の健全育成に関わる事業を展開し、健康で豊かな生活を
送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年五月八日

申請のあった年月日
平成二十四年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 二 名称
特定非営利活動法人いわき健康を守る会
- 三 代表者の氏名
井浦 満男
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市小名浜岡小名字権現山二十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「日本国民」の生活の向上に伴い発生する「あらゆる健康を害する公
害」（経済問題による精神的公害、そして原子力発電所運転に伴う放射能被害、さら
に人的交流に伴う精神的被害等）から、「国民の健康を守ることを目的」とする。

（文化振興課）

公告第百三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非
営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年五月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人きぼう
- 三 代表者の氏名
新妻 重良
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区栄町一丁目六十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民、特に障害者及びその家族、子ども達に対して、児童福
祉法及び障害者自立支援法に基づく各種事業、福祉に関連する人材の育成に関する事
業、保育・育児のための支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進と子どもの
健全育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百四号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項の規定により、平成二
十四年度調理師試験を次のとおり実施する。
平成二十四年五月八日

一 試験期日
平成二十四年七月二十六日(木) 午前九時三十分から正午まで
福島県知事 佐藤雄平

二 試験場所
福島市山居上三番地
須賀川市岩瀬森四十六番地
白河市八幡小路七番一号
白河市役所本庁舎
会津若松市立第二中学校
南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地
福島県立テクノアカデミー浜の百十二
いわき市中央台飯野五丁目五番一号
いわき明星大学

三 受検希望者は、平成二十四年五月二十八日(月)から同年六月八日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 その他
試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。
(食品生活衛生課)

公告第百五号
製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百五号)第四条第一項の規定により、平成二十四年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成二十四年五月八日
福島県知事 佐藤雄平

一 試験期日
平成二十四年七月二十六日(木) 午前九時三十分から正午まで

二 試験場所
福島市山居上三番地
須賀川市岩瀬森四十六番地
白河市八幡小路七番一号
白河市役所本庁舎
会津若松市立第二中学校
南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地
福島県立テクノアカデミー浜の百十二
いわき市中央台飯野五丁目五番一号
いわき明星大学

受検希望者は、平成二十四年五月二十八日(月)から同年六月八日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 その他
試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。
(食品生活衛生課)

公告第106号
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の第1項の規定により公告する。
平成24年5月8日
福島県知事 佐藤雄平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額
72,660,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当
(災害対策課)

公告第百七号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十四年五月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千四百九十九平方メートル
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十四年五月七日
- 届出年月日
平成二十四年四月二十三日
- 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

公告第108号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める(政令平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年5月8日

福島県知事 佐藤 雄平

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システムの保守点検業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
47,040,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(土木総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十四年五月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	変更後	変更年月日
医療法人三愛会 池田記念病院 須賀川市弘法垣五三一一	医療法人三愛会 池田記念病院 須賀川市森宿字狐石一二九一七	平成二十四年四月一日

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は次のとおりである。

平成二十四年五月八日

福島県労働委員会

会長 本田 哲夫

氏名	現職	前職	職	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部教授		平成22年6月22日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士			同
新聞 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士			同

箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学名誉教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類教授	同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	日本労働組合総連合会 福島県連合会副事務局長	同
影山 道幸	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会会長	日本労働組合総連合会 福島県連合会事務局長	同
国労しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合部 山支部副執行委員長	電機連合三菱電機労働 組合郡山支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部 長	UIゼンセン同盟福島 県支部長	平成23年2 月22日
渡邊いづみ	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会副事務局長	UIゼンセン同盟福島 県支部常任	平成22年6 月22日
唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役 役会長	ほまれ酒造株式会社代 表取締役社長	同
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事 	福島県経営者協会連合 会専務理事兼事務局長	同
鈴木 安利	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会顧問	株式会社クワハ環境相 談役	同
福井 邦顕	福島県労働委員会使用者委員 日本全業工業株式会社代表取 締役会長	日本全業工業株式会社 代表取締役社長	同

森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社 長	株式会社辰巳屋専務取 締役	同
鈴木千賀子	福島県労働委員会事務局長	福島県東北地方振興局 長兼復興支援・地域連携 室長	平成24年4 月24日
岸波 靖彦	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県立博物館副館長	同
樫村 豊	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県農林水産部畜産 課主幹兼副課長	同
千葉 勇二	福島県東北地方振興局企画商 工部長兼復興支援・地域連携 室主幹	福島県商工労働部産業 人材育成課主幹兼副課 長	同
山ノ内 誠	福島県県中地方振興局企画商 工部長兼復興支援・地域連携 室主幹	福島県出納局入札用度 課主幹兼副課長	同
佐賀 勝	福島県県南地方振興局次長兼 復興支援・地域連携室副室長 兼企画商工部長兼	福島県商工労働部参事 兼観光交流局観光交流 課長	同
安達 豪希	福島県会津地方振興局企画商 工部長兼復興支援・地域連携 室主幹	福島県病院局主幹兼病 院総務課副課長	平成23年6 月28日
鈴木 一夫	福島県南会津地方振興局次長 兼復興支援・地域連携室副室 長兼企画商工部長	福島県総務部文書法務 課長	平成24年4 月24日
岡部 隆	福島県相双地方振興局次長兼 復興支援・地域連携室副室長 兼企画商工部長	福島県総務部文書法務 課長	平成23年6 月28日
須賀 正弘	福島県いわき地方振興局次長 兼復興支援・地域連携室副室 長兼企画商工部長	福島県保健福祉部高齢 福祉課長	平成24年4 月24日

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

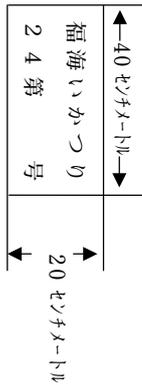
福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年五月八日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田幸徳

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、平成二十四年六月一日から平成二十五年一月三十一日までとする。制限又は条件
- 四 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
- 2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 五 承認の取消し

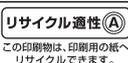


六 この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。この指示の有効期間は、平成二十四年六月一日から平成二十五年五月三十一日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
九	下	十	第二百二十九条の二第一項	第二十九条の二第一項

○平成十二年十二月二十二日付け号外第百一十一号中



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県印刷所 株式会社 第一印刷